選挙人名簿管理システム標準化_全国意見照会への対応方針(第8回WT論点)

	サロ生ノ	ハノム 赤牛 し_エ	国息見照会への対応方針(第8回対象簡所	修正家、ご意見の理由				
対象資料	番号	名称	修正前	修正後	その他資料へのご意見	区分	理由	WTの検討概要
標準機能要件	2.3.3	二重登録者管理	二重登録者(転入者、転出者)を管理できること。 他の選挙管理委員会からの通知のあった者について、通知を 受領した旨を登録できること。また、当該対象者について、基 筆日名簿抄本・当日用名簿抄本に印字しないこと。当日有 権者にかり入されないこと。	二重登録者(転入者、転出者)を管理できること。 他の選挙管理委員会から適相のあかた者について、通知を 受領ルた旨を登録できること。また、当該対象者について、基 準日名海抄本、当日用名海抄本たもに備寄欄に転出の表 示をし、当日用名海抄本の資格照合欄にて「× (投票不 可) 」である旨を印字すること。当日有権者にかつ〉トされな いこと。		職員業務量の低減	選挙時に使用する名薄抄本について、空白の行や行番号の 抜けがある状態は事務の混乱を招くため、やめていただきた い。二重登録の通知・照会の対象者は決して少なくなく、あり みお地層にで発生する可能性が高い、対象者についてける	選挙人名溥への二重登録者の掲載要否及ひ該当者の表記方法
標準機能要件	2.3.1	二重登録者候補者抽出	二重登録者(転入者、転出者)となり得る候補者を抽出し、それぞれ一括で出力できること。 新規登録者(表示登録者含む)を抽出し、一括で出力で さること。		ワーキングでの協議結果及び対応にて、「支援対象者や失権 者等の個人情報の管理やセキュリティの担保等の課題がある たの見解を受け、現段歌では、結画下の標準化を行う方針 となった。」とのことだが、マイナンバー制度による情報連携が既 に行われている。FAXでのやり取りのほうが誤送信による個 人情報の流出の可能性があるため、せめてLGWANを利 用したメールは認めてほしい。			【WTでの検討内容】 工車登録通知・照会における、FAX及びLGWANメール等の活用の可能性 【WTでの検討結果】 工車登録照会において、FAX及びLGWANメール等のメールの利用を許容する。 (各団体のセキュリティポリシーに基づいてメールの運用を行う)
標準印字項目	11	二重登錄照会通知	3.標準帳票要件中[07_[自治体間通知]二重登録通知] シードにおいて連絡先はNo26「選挙管理委員会名」No27 「電話番号」のみの出力となっている。			法律・政令・省令への準制	示日まで極端に短いケースがある。この場合、通知を原則とす	・郵送による運用と比較して、FAX/メール利用の場合は回答に係る時間を大幅に短縮できる
標準機能要件	2.3.2	二重登録者通知管理	〈適用の標準化方針〉 ・転入先自治体からの「適知」を主とする。 ・二重登録となり得る者について、転入先自治体から「通知」が無かった場合のみ!照会」を行う。			その他	め二重登録となり得る者を抽出・把握しておき、届いた「通	一重登録通知・照会の実施時期(送付期限/到達期限の設定) [WTでの検討結果】 二重登録通知は、「投票所入場券テー分作成後、速やかに送付する」ごととする。 二重登録照会は、「各団体の判断にて送付を開始する」ごととする。 [WTでの検討の観点]
標準帳票要件	22	遊拳人名薄投票所入場 券引披対象者一覧	概要・用途 投票所入場券作成後、引き抜き作業が必要となる者 (※)の一覧。 引技作業の実施。また作業委託を行う際に利用する。 ※引き抜き作業が必要となる者は以下のとおりとする。 (全選挙共通) 死亡、誤載、失権	概要・用途 投票所入場券作成後、引き抜き作業が必要となる者 (※)の一覧。 引技作業の実施。また作業委託を行う際に利用する。 ※引き抜き作業が必要となる者は以下のとおりとする。 (全選挙共通) 死亡、誤載、失権、二重登録者		法律-政令-省令への準捷	聚務フロー2.1.1や2.3.2のとおり、二重登録管理の完了後に、期日前投票用名簡別本を作成し、その後業務ワロー2.4 位果所入場券件成するため、二重登録者は一覧に掲載しない要件としていると思われる。しかしながら、特に栄除過等の準備期間が短い選挙においては、すべての二重登録通知をを確定させたうえて業務フロー2.4投票所入場券件成を早期に実施(日刷スケジュールを確保するため)し、二重登録通知を受領した著していては引起が加たさる方が、正重登録音型に時間を要した場合であっても、投票所整理券が選挙人に到達することが遅れずに済む。また、単に二重登録通知が遅れて送付されることもありる。 なお、業務フロー2.4.1投票所入場券件成では二重登録者は引き抜き対象とされており、業務フローに合わせることとなる。	投票所入場券の引き抜き条件 [WTCの検討結果] 投票所入場券の引き抜き対象者を下記のとおり定義する。 ・実装必須機能 (全選挙共通) 公選法第11条、第28条、第252条、政治資金規正法第28条、電磁記録投票法第17条該当、死亡、職権消除、誤載、国外転出、二重登録該当(市区町村選挙を除く)、別送 (制造府県選挙) 転出者(都道府県外)(市区町村選挙) 転出者(都道府県外)(市区町村選挙) 転出者(市区町村外)・標準オプシコ機能 (間道府県選挙) 転出者(市区町村外) ・標準オプシコ機能 (間道府県選挙) 転出者(市区町村内) [検討結果の理由]
標準機能要件	2.4.8	投票所入場券(引き抜き データ一覧作成)	投票所入場券および転出者案内用のデータ出力後に、抜き 取りが必要となった者の一覧を出力できること。引き抜き事由 は以下の通りとする。 (全資學半週 公選法等11条及び第28条の該当者 (都適府県選挙) 県外転出 (市区町村選挙) 転出			住民サービスの向上	(入場券に記載された住所以外の) 転出先住所等へ個別に入場券を発送するため。	- 一重登録者などについては投票資格に留意する必要がある - 域内異動者等、市区町村によって対応が分かれている条件がある(標準オブション機能での対 応が必要)

選挙人名簿管理システム標準化_全国意見照会への対応方針(第8回WT論点)

対象資料			対象箇所	修正案	その他資料へのご意見		修正案、ご意見の理由	WTの検討概要
	番号	名称	修正前	修正後		区分	理由	
標準機能要件	2.4.5	別送者管理	投票所入場券の別送者を管理(登録・修正・削除)できる こと。 別送者の対象は、郵便投票者、視覚障書者、支援対象 者、船員とすること。	投票所入場券の別送者を管理(登録・修正・削除)できる こと。 別送者の対象は、郵便投票者、視覚暗書者、支援対象 者、船員のほか任意に設定ができること。		その他	当市のおいて自衛隊は別送しているため。	【WTTの検討内容】 投票所入場券の別送の対象者 【WTTの検討結果】 別送の対象は、郵便等投票者、視覚障害者、支援措置対象者(仮支援措置対象者を含 対)、船員、その他別送者とし、いずれも実表必承機能として定義する。 その他別送者については、住所等による一括指定と個人/世帯選択による指定を可能とする。 【検討結果の理由】 ・各団体での運用に合わせて別送者を任意で追加できる必要がある
標準機能要件	4.x.x	検察審査会候補予定者 裁判員候補予定者管理			[実装すべき機能]または[実装してもしなくても良い機能]として下記を追加する。 選定後の候補者の異動管理 (死亡したり選挙権資格を喪失したり止場合に、裁判所へ通知するため)	職員業務量の低減		「WTTの検討内容」 検索審査員候補者予定者及び裁判員候補者予定者の管理に関する機能の要否及び内容 [WTTの検討結果] 検察審査員候補者予定者及び裁判員候補予定者の管理機能について、有権者情報作成機 能、候補者予定者情報管理機能、異動管理機能を実装必須機能として定義する。 [検討結果の理由] ・検察審査員候補者予定者及び裁判員候補者予定者の管理に関する事務を効率化する必要 がある